

官報

号外

昭和二十九年三月二十六日

○第十九回 衆議院會議録第二十七号

昭和二十九年三月二十六日(金曜日)
議事日程 第二十四号

午後一時開議

第一 刑法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 執行猶予者保護観察法案(内閣提出)

第三 裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

●本日の会議に付した事件
義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案(内閣提出)
教育公務員特例法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時四十七分開議
○議長(堤康次郎君) これより会議を開きます。

義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案(内閣提出)
教育公務員特例法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(堤康次郎君) 荒船君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なし〕と答へる者あり
○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられまし

た。
義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案、教育公務員特例法の一部を改正する法律案、右両案を一括議題といたします。委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(堤康次郎君) 荒船君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なし〕と答へる者あり
○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられまし

た。
義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案、教育公務員特例法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。文部委員長辻寛一君。

義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案(この法律の目的)
第一条 この法律は、教育基本法(昭和二十二年法律第二十五号)の精神に基づき、義務教育諸学校における教育を党派の勢力の不当な影響又は支配から守り、もつて義務教育の政治的中立を確保するとともに、これに従事する教育職員の自主性を擁護することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「義務教育諸学校」とは、学校教育法昭和二十二年法律第二十六号に規定する小学校、中学校又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の小学校部若しくは中学部をいう。
2 この法律において「教育職員」とは、校長(盲学校、ろう学校又は養護学校の小学校部又は中学部にあつては、当該部の長)、教諭、助教諭又は講師をいう。

(特定の政党を支持させる等の教育の教唆及びせしめ、助の禁止)
第三条 何人も、教育を利用し、特定の政党その他の政治的団体(以下「特定の政党等」という。)の政治的勢力の伸長又は減退に資する目的をもつて、学校教育法に規定する学校の職員を主たる構成員とする団体(その団体を主たる構成員とする団体を含む。)の組織又は活動を利用し、義務教育諸学校に勤務する教育職員に対し、これらの者が、義務教育諸学校の児童又は生徒に対して、特定の政党等を支持させ、又はこれに反対させる教育を行うことを教唆し、又はせしめ動してはならない。

2 前項の特定の政党等を支持させ、又はこれに反対させる教育には、良識ある公民たるに必要な政治的教養を与えるに必要な限度をこえて、特定の政党等を支持し、又はこれに反対するに至らしめるに足りる教育を含むものとする。

をもち、学校教育法に規定する学校の職員を主たる構成員とする団体(その団体を主たる構成員とする団体を含む。)の組織又は活動を利用し、義務教育諸学校に勤務する教育職員に対し、これらの者が、義務教育諸学校の児童又は生徒に対して、特定の政党等を支持させ、又はこれに反対させる教育を行うことを教唆し、又はせしめ動してはならない。

2 前項の特定の政党等を支持させ、又はこれに反対させる教育には、良識ある公民たるに必要な政治的教養を与えるに必要な限度をこえて、特定の政党等を支持し、又はこれに反対するに至らしめるに足りる教育を含むものとする。

(罰則)
第四条 前条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。
(処罰の請求)
第五条 前条の罪は、当該教育職員が勤務する義務教育諸学校の設置者の区別に応じ、左の各号に掲げるものの請求を待つて論ずる。
一 国立の義務教育諸学校にあつては、当該学校が附屬して設置される国立大学(当該学校が国立大学の学部 に附屬して設置される場合には、当該国立大学)の学長
二 公立の義務教育諸学校にあつては、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会(当該地方公共団体が、特別区である場合には都の教育委員会、地方公共団体の組合であつてこれに教

育委員会が置かれていないものである場合には当該学校を所管するその執行機関)
三 私立の義務教育諸学校にあつては、当該学校を所管する都道府県知事
2 前項の請求の手続は、政令で定める。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案(内閣提出)に關する報告書
〔最終号の附録に掲載〕
教育公務員特例法の一部を改正する法律案
教育公務員特例法の一部を改正する法律案
教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第十一條第二項中「同法第三十一條から第三十八條まで及び第五十二條に第三十一條の三第一項並びに地方公務員法第三十一條から第三十五條まで、第三十七條、第三十八條及び第五十二條」に改める。
第二十一條の三を第二十一條の四とし、第二十一條の二の次に次の一條を加える。
(公立学校の教育公務員の政治的行為の制限等)
第二十一條の三 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、地方公務員法第三十六條の規定にかかわらず、国立学校の教育公務員の例による。

三 私立の義務教育諸学校にあつては、当該学校を所管する都道府県知事
2 前項の請求の手続は、政令で定める。

昭和二十九年三月二十六日 衆議院會議第二十七号 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案外件

2 前項の規定によりその例によるものとされる国家公務員法第二百一十條一項に規定する政治的行為の制限に違反した者は、同法第二百一十條一項の例によるものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第二十九條第一項第一号中「この法律若しくは第五十七條に規定する特例を定めた法律」に改める。

第三十六條第二項但書中「公立学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する公立学校をいふ。以下同じ)に勤務する職員以外の職員は、及び公立学校に勤務する職員は、その学校の設置者たる地方公共団体の区域(当該学校が学校教育法に規定する小学校、中学校又は幼稚園であつて、その設置者が地方自治法第二百五十五條第二項の市であるときは、その学校の所在する区の区域外において)に改める。

第五十七條中「公立学校」を、公立学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する公立学校をいふ。以下同じ)に改める。

教育公務員特例法の一部を改正する法律案内閣提出に関する報告書(最終稿の附録に掲載)

○辻寛一君登壇 たいだいき議壇になりました

義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案並びに教育公務員特例法の一部を改正する法律案の両案につきまして、提案の趣旨及び内容の概略と審議の経過並びに結果について御報告いたします。

まず初めに、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案の提案の趣旨を簡単に申し上げます。

教育上、良識ある公民たるに必要な政治的教養はこれを尊重しなければならぬことは、あらためて申し上げるまでもないことでありまして、これが教育基本法第八条の規定のあるゆえんであります。同時に、本条第二項に「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」と規定してありまして、これが学校教育の基本的原則として掲げられてあるのであります。学校教育といつても、大学以下小中学校の段階がありまして、この場合は義務教育諸学校を対象としているのであります。と申しますのは、義務教育は国民教育の基本であるといふやうな重要な性格上、この規定を設けようとするものであります。すなわち、児童、生徒は批判力に

ついて、この時代には白紙状態にありまして、この時代にはつちかわれた人々、社会観、政治観によつて将来の人間像が形成されるのであります。従つて、この時代にはなる教育を受けるかによつて、一步の差は千里の差を生ずるのであります。この観点より、特に義務教育諸学校における政治観の教育は、民主主義に基、議会政治、政党政治を標榜する限り、かりそめにも一方的に偏向した教育は許さるべきではないのであります。この点にかんがみまして、義務教育諸学校の政治教育を政治上的党派の勢力の不当な影響をたは支配力から守り、もつて義務教育諸学校における教育の政治的中立性を確保しようとするのが本法のねらいであります。

そこで、この目的を達成する具体的な方法といたしまして、何人であらうとも、義務教育諸学校の教職員に対しまして、児童、生徒を相手として特定の政党を支持せしめたりはこれに反対させる教育を行うように教唆しまたは扇動することを禁止するものであります。しかし、それには次の二つの条件を伴うのであります。その一は、特定の政党その他の政治的団体の政治的勢力の伸長または減退に役立たせる目的をもつてするとき、その二は、教唆、扇動するにあつては、学校教育法に規定する学校の教職員を主たる構成員とする団体、またはその団体を主たる構成員とする団体の組織または活動を利用するときというのであります。もしこれに違反したときは一年以下の懲役または三万円以下の罰金に処するのであります。その違反行為の罪を論ずるにあつては、それらの学校を所轄する行政機関の請求にまたなければならぬことになっております。

次に、教育公務員特例法の一部を改正する法律案について申し上げます。教育公務員に対する政治的行為の制限に関する現行法は、国立学校の教育公務員は国家公務員として国家公務員法に定める制限を受けるのに対し、公立学校の教育公務員は地方公務員法による制限を受けておりまして、その制

限事項及び罰則に差異がある上に、さらにその制限地域においては、国立学校の教育公務員は全国的に制限されておるのに対し、公立学校の教育公務員は原則としてその勤務する学校の設置者たる地方公共団体の区域内に限られておるのであります。しかるに、義務教育は国民全体に直接責任を負うて行われるべきものであり、一地方だけの利害に関するものでないのみか、この任務を担当する教育公務員は、行政面に担当する一般公務員とはその職務の性格が異なつております。従いまして、義務教育を担当する教育公務員の政治的中立性を保障して公正な実施を保つには、公立学校と国立学校の教育公務員との間に政治的行為の制限に差別のあることは適当ではないのであります。よつて、公立学校の教育公務員の政治的制限を国立学校の場合と同様の取扱ひとし、もつて義務教育の政治的中立性を保障しようとするものであります。

次に、審議の経過と結果について申し上げます。本案は二月二十四日本委員会に付託せられ、二十六日に政府の提案理由を開き、その後ほとんど連日わたりつて審議を重ねて参りました。が、本月三日に文部省から提出された偏向教育の事例に関する資料及び警察官の教職員に対する思想調査に関する情報につきまして、その真相を確かめる必要があるということで、八、九、十の三日間にわたつて、第一班は山口県、第二班は京都市と岐阜県、第三班は青森、岩手両県、以上三班で、各班とも各党三名ずつの調査団で現地調査を実施いたしました。十二日、その結果を各委員よりそれとなく、独自の見解をもつて詳細に報告し合ひまして、審議の資料に供したのであります。これを簡単にとりまとめますならば、偏向教育に関する事例は、一部不明確なものを除いては、程度と範囲の差こそあれ事実であり、警察官の教員に対する思想調査については、その真相をとらえることが困難であつたようであります。

偏向教育事例の一部について申し上げます。山口県の場合にありましては、小中学生日記問題に限らず教育界に異常な波瀾を起しまして、県教育界の激な親反米の偏向教育が平和教育の美名のもとに指令されたのに対し、これに反発する教職員が職員団体連合会を別個に組織して正常な教育を守ろうとして立ち上り、県のPTA連合会は決議をもつて未然にその災ひを防止、排撃することに努力しておるというのであります。次に、京都府の報告は詳細をきかめたものであります。その特異な点を挙げて申し上げます。それは旭ヶ丘中学校の事例であります。この学校の教育事情を優秀な実績を持つものとして支持している一般普通の父兄の大多数に対し、恐るべき偏向教育が行われているといふことで極度に恐怖排撃している父兄がありまして、教の上では少数ではあるが、子弟の教育に格別熱心な層であり、直接授業を参観し、絶えずその教育の実態に接しておるいわゆる知識階級や有名な人であつて、その教育の核心に燃れるほど危険なものであることを知り、その学校に子弟をゆだねることを深く憂慮し、その苦悩を訴ふるさまはまさしく涙なくしては聞き得なかつたといふこととであります。その詳細については速

記録によつて御了承願ひたいと存じます。

次いで、翌十三日には公聴会を開きまして、九名の公聴人によつて各界代表者の意見を聞き、十七日は労働委員会の申入れによつて連合審査を行い、一方政府よりは、文部当局はもちろん、国警長官、公安調査庁、人事院建設の出席を求め、あらゆる角度より密着周到なる検討を加えて参つたのであります。

次に、審議の過程におきまして質疑の中心となりました点についてその要点を申し上げます。

まず第一点は、日教組と共産党のグループ活動との関連問題であります。國警本部から提出されました「日教組内のグループ活動について」と、公安調査庁から出されました「教育研究大会における日共グループ活動状況」の二つの資料、及び国警長官の「日教組内における共産党員六百五十九名」という証言等によりまして、日教組内における共産党員のグループ活動が、その内部の抵抗にかかわらず、日教組の行動方針とその実践的な活動との上に強大な影響力を持つておるといふ事実が明確に浮き出されております。

次に、第二点といたしましては、日教組の実体に関するものであります。すなわち、日教組は地方公務員法による地方公共団体の教職員団体に基礎を置く全国的な組織の任意団体であつて、法的根拠は持つていないが、実質的には一般の労働団体と違ふところのない活動を行つており、その組合の基本的な運営方針あるいは闘争目標などによつて見るときは政治的色彩がきわめて濃厚であり、日本教職員政治連盟

とは表裏一体的関係に立つて活動をしており、この点、実質上の一つの政党とみなし得るということでありま

す。次は法案の内容に関連した点であります。第三点として、罰則の対象となる教唆、扇動の概念が、罪刑法定主義の根拠に立つたならば、その範囲が明確を欠いてゐるために拡大解釈を生じやすく、そのために警察官憲等の権力の濫用となり、一方政治的行為において国家公務員と同様の制限を受けるため、教職員の言論、思想及び行動が二重の制圧を受けるに至り、その結果教職員が奮闘と熱意を持つて教壇に立つことができなくなりひいては教育の無気力、退屈を来し、今後の教育活動が萎縮、窒息するに至らざるをいふ点であります。この点については

で、いわゆる個人的な言論、思想の自由を制約せられることはあり得ない、むしろ、この法律の實施によつて、日教組の指令や圧力による不当な支配から解放せられ、民主的な自由を回復することになるということでありま

す。次に第四点は、日教組の一部行き過ぎや過激分子があるからといつて、そのために全国五十万の善良な大部分の教職員の自由を制限することは、再々再々反対、基地化反対等の親ノ反米の一方的な政治的手段を主張することであるといふ点であります。(拍手)

次に第五点としては、平和教育と憲法との関連についてであります。すなわち、平和教育を徹底せしめることは憲法及び教育基本法の精神に忠実なものであるが、従つて、これをばざりき理由がないといふ点であります。これにつきましては、憲法を憲法通りに説明することに何らの支障もな

い、問題は平和を実現するための手段に關する内容の点にある、すなわち、再軍備反対、基地化反対等の親ノ反米の一方的な政治的手段を主張することであるといふ点であります。(拍手)

次に第六点といたしましては、教育の政治的中立という概念は、議會政治、政党政治のもとにあつては、究極的には守り得べきことではないのである、すなわち、教師が教壇に立つ以上、信念と情熱を持つて臨まねばならぬ、その際自己の信念あるいは政治的、経済的、宗教的、道徳的、社会的、科学的、思想的などすべて政治に奉仕する理想とするならば、いざ知らず、民主的自由國家を標榜する限り、平和教育の美辭をもつて政治的偏向教育を、わが國の将来を誤り、國民教育を一組合の独占私利に帰せしめようとする巧妙な政治思想的陰謀であるといふべきではあるまいかといふのであります。(拍手)

さて、昨二十五日質疑を打ち切り、討論に入るに先だつて、自由党、改進黨及び日本自由党の三党共同提案にかかる同案に対する次に申し述べ、修正案がそれぞれ提出せられ、自由党坂田委員より

の立場に立つときは、國民の一人である児童、生徒を相手とする立場に立つて相對的關係を持つことになる、すなわち、児童、生徒は教師の私有物にあらず、將來において完成をはかりうとする自由を持つ一人格である、教師自身の信念あるいは真理とするところのものは、児童生徒にとっては客観的な素材であり、もしそれ、教師が自己の抱く信念なればといつて、その主観をそのまま児童、生徒にまづのみに押しつけようとするならば、児童、生徒の自由を奪ひ、その絶対的個人格の完成をはばむ恐れ、その罪惡を犯すものとなるであらう、(拍手)従つて、教師たる場合は、自己の思想、信念を客観的立場に置く謙虚な態度を必須条件とし、自分の信念や真理に對立すると思

は、學校教育法に定める學校の教職員を中心として構成された団体の組織または活動を利用して働きかける者の行為を対象とするものであるから、教職員には直接の影響は及ぶものではない、この点まつたく相違にすぎないといふのであります。また、国家公務員と同様の政治的行為の制限があつても、過去及び現在の国立學校の教職員は、その制限のもとにありながら、かつてその不自由が問題化されたこともなく、現に活発な政治的批判が行われておる事実によつても明らかであること

であるが、それは活動の一部にすぎず、その反省を期待し得る根拠がないのである、すなわち、本来は職員団体の生活条件の改善を目的とするものであるが、もつぱら政治的活動に重点を置き、その闘争方針は、平和教育の名目のもとにわが國の現実を無視した一方的な政治的意識の徹底化を意図するものであつて、全国五十万の組合員を擁して強固なる組織と豊富なる資金を擁し、民主的な寛容の態度を捨て、教壇を通して實際的な児童、生徒の教育を掌握し、一方進歩的學者と稱するものの援護を背景とし、PTAないし國民の教師聯盟の美名に便乗して一方的な宣伝を行い、これが貫徹のために、國の法律を無視して行政機關の存在を否定するような行動に出ることは明白である、(拍手)最近の繰り返す授業にその事実が明らかに示され

ておる、その反省や自覺は木によつて魚を求めにひとしといふのであります。次に第五点としては、平和教育と憲法との関連についてであります。すなわち、平和教育を徹底せしめることは憲法及び教育基本法の精神に忠実なものであるが、従つて、これをばざりき理由がないといふ点であります。これにつきましては、憲法を憲法通りに説明することに何らの支障もな

い、問題は平和を実現するための手段に關する内容の点にある、すなわち、再軍備反対、基地化反対等の親ノ反米の一方的な政治的手段を主張することであるといふ点であります。(拍手)

昭和二十九年三月二十六日 衆議院會議録第二十七号 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案外一件

議員の明があらた後、修正案に関する質疑を重ねて、本日同案並びにこれに対する修正案を一括して討論に付したところ、自由党を代表して長谷川委員、改進黨を代表して吉田委員より、及び日本自由党を代表して松田委員より、それ／＼修正案並びに修正部分を除く原案について賛成の意を表せられ、日本社会党を代表して野原委員より、及び日本社会党代表前田委員、次いで小会派クラブ代表小林委員より、それ／＼修正案並びに原案に対し反対意見を述べられました。

以上で討論を終え、採決に入りました。このころ、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案に關する修正案は起立多数をもって可決、修正部分を除く原案も起立多数にて可決せられ、次に、教育公務員特例法の一部を改正する法律案に對する修正案につきましても起立多数をもって可決せられ、修正部分を除く原案も起立多数にて可決せられ、よつてこの二法案とも修正議決すべきものと決定した次第であります。

次に、修正案を便宜開陳いたしました。義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案に對する修正案
義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案の一部を次のように修正する。
義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法
第三條第一項中「反対させる教育」

を反対させるための教育に改め、同条第二項を削る。
附則中「施行する」を「起算して十日を経過した日から施行し、当分の間、その効力を有する」に改める。
教育公務員特例法の一部を改正する法律案に對する修正案
教育公務員特例法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
第二十一條の三第一項の改正規定中「制限については」の下に、「当分の間」を加える。
附則第一項中公布の日から「の下に起算して十日を経過した日から」を加える。

以上をもつて御報告を終わりますが、なお、御承知のように、本案はきわめて重要な法案でありますので、特に速記録によりまして詳細御承知を願いたしと存じます。(拍手)
○議長(橋本次郎君) 質疑の通告があります。(野原君君登壇)
○野原君 私は、日本社会党を代表いたしました。ただいま、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案並びに教育公務員特例法の一部を改正する法律案の二案に關し、辻文部委員長より文部委員会の審議の経過並びに結果についての報告を受けたのでございますが、この際、私は、左の若干の点につきまして、委員長に對し質問をいたしたいと思つてございませう。(拍手)

まず第一は経過についてでございますが、委員長の報告によりましますと、連日わたり審議を重ねて来たところでございますが、これはまづた

くわれ／＼をこまかすものはなだしいのでございませう。(拍手)かかる重大なる、國民の最も大きな関心を寄せざるを得ない教育二法案に關し、政府与党の諸君は、逐条並びに修正案に對する質疑すらも許さなかつたことは事実でございます。(拍手)すなわち、去る本月十九日の文部委員会におきまして理事會を開きまして、審議に對しての協議をなすべきであるが私ども社会党は主張いたしましたにもかかわらず、自由党の諸君は、山中委員長をして強行に買収切りの動議を出して来たのであります。このことが遂に文部委員会を紛糾せしめた原因の一つであると思つてございませうが、委員長の所見はいかがでございますか、お尋ねいたします。(拍手)

第二点は、本月二十日より、自由党、改進黨、日自党の保守三黨の諸君によつて、修正案なるものをめぐつて三者幹事長會議なるものが持たれたことは御承知の通りでございますが、そのために改進黨の中曾根君の懲罰動議がこれと引きかえにされたこともまた國民の疑惑の大きなものであります。(拍手)一体、文教問題に關しましては、国会における審議の機關は文部委員会であるにもかかわらず、かかる重大な法案の審議が實質的には文部委員会をまつた／＼裏通りして行つてゐるの事象に對し、文部委員長としての所見を承りたいのでございませう。(拍手)

しかも、共同修正案なるものが委員会に回付されて参つたのは、驚くかなれ昨日の夕刻でございまして、この重大なる三黨の共同修正に對しても、自由党の理事諸君は、きのう午後四時から持たれた常任委員長室におけること

の理事會において、これまた驚くかなれ、共同修正案に對する一分一秒の質問すらも許さなかつたという事に出たのである。教育の重大なるこの二つの法案を改進黨の具に使用したあげく、一分一秒の修正案に對する質問も許さなかつた、一体何事でございますか、よろしく。(拍手)はたして国会は國民の信任にこたへてゐるものであると言へるでございませうか、このことに対する文部委員長の所見を率直に承りたいのでございませう。(拍手)

この二つの法案の審議にあたつて、大連文部大臣は、この二つの法案を提出いたしました理由として、今日の日本の教師は片寄つた教育をしてゐる。そのための資料として偏向教育の事例なるものが出されたことは、皆さん御承知の通りであります。われ／＼は、委員長の報告にありましたように、三つの班にわかれて現地調査をいたしましたのでございませうが、その調査の結果に關するたゞいまの委員長の報告は実に一方でございます。(拍手)すなわち、たゞいまの報告によりましますと、一部不明瞭なるものを除いては、程度と範圍の差こそあれ事実であり、警察官の教員に對する思想調査についてその真相をとらえることが困難なものであると述べておるのでございませうが、岐阜県恵那郡における調査におきまして、私に同行した自由党の伊藤委員は、その事実無根なることを委員会において報告したはずである。(その通り)拍手)なほまた、岩手県一関の事例はどうか、おれ／＼の調査の結果によりましますと、大連文部大臣より出されました二十四の偏向教育の事例中の大半がまつた／＼のでつち上げて

ございませう。(拍手)しつ／＼して、残りのほとんどが誇大に捏造されて、しかもその資料の出所は当該教育委員会すら周知しないのでございまして、まことにその資料は一にかかつて國警の秘密資料によつておることは明確でございます。(拍手)なぜ委員長はこの点を正確に報告しないのか、承りたい。(拍手)

なお次に、公聴會を開いたことの報告がございませうが、公聴會に集まりました九名の公聴人のうち七名は絶対反対でございまして、残りの二人は自由党の御用人物だけが賛成をした。(拍手)この事実をなぜ委員長は報告しないのか、その所見を承りたい。

最後に、昨晩より今朝にかけて開かれました文部委員会におきまして、共同修正の提案に當つた諸君の答弁は、たゞえは教育の中立確保の法案の第三條第二項を削除して、第一項に特定の政黨等を支持せよ、又はこれに反対させるための教育を「ための」を附加した重大な修正箇所についての答弁がまつた／＼あつたので、そのために大きな混亂を來したのでございませう。(拍手)保守三黨の皆様に申し上げたいのでありますが、提案者にしてかくのごとしでございませう。保守三黨の方々は、はたして中立確保の修正案がいかなるものであるかについて明確に把握されていらつしやるのかどうか疑わしいのでありますが、委員長はこれに對していかなる所見を持つておられるか、承りたいのであります。(拍手)

これを要するに、文部委員会を紛糾混亂せしめた責任の全部は、一にかかつて政府与党が質疑を強引に打ちつて採決を強行せんとしたためでありま

す。このことに対して、少くとも委員長にして一片の良心があるならば、この事実を認められるかどうか、事直に所信を披瀝してもらいたい。

委員長は文部委員会を数日にわたる紛糾した。このことに対するわれわれの責任追究をいたしまして、委員長不信任案を出したはずである。委員長不信任案をなされたいまの報告に載せないのか、このことを承知していただきたいのであります。(拍手)

われわれは、かかる重大なる法案に対して十二分なる質疑の機会を与えられることなく保守三党の多数の暴力によつて強引に採決せしめられましたことは、国会としての職責を十分に尽したものと目えないのでございませう。このことを明確に表明いたしまして、委員長に対する質問を終ります。(拍手)

〔辻寛一君登壇〕

○辻寛一君 野原君の御質問にお答えを申し上げます。

委員長に一片の良心あらばというお言葉でございませうが、片どころか、満腔の良心をもつてお答えいたします。(拍手)

十二分に審議を尽くしたかというお尋ねであります。十二分という形容詞はどうかと存じますが、必要にして十分なる審議は尽したと確信しております。(拍手)

まず、四、五点をおあげになりましたので、順次お答えを申し上げますが、連日にわたると言つたのはまづたぐのうそではないかというお話、これはほとんど連日でございませう。しかも、正確に連日やつたのはわが党であり、正しくこれを回避された

のは社会党の諸君であります。従つて、ほとんど連日にしかならなかつたということでありませう。

なお、逐条審議についての質疑を許さぬというお話であります。私は最も明確主義をモットーとして参つておるのであります。できるだけ理事會においてお打合せをして参りたいという考えでございませう。そして、この質問につきましても、逐条審議も何も含めて時間の割当をいたした、こういうふうにも私は解釈をいたしております。

これは解釈の違いで、そこに理解の差異があるかと存じますが、私はさうに考えておつた次第でございませう。従いまして、その約束のお時間だけは厳格に守つて行くということが委員長のごとき方針であると存じたいわけでございます。従いまして、その約束の時間が切れましたときに切りの動議が出て参つたわけで、これを採決せんとしたしたわけでございませう。採決は皆様に御意見を伺うわけです。私は決して強引にするものではありません。しかし、それを暴力をもつて阻止されたため、あの紛糾の事態を生じたのであります。(拍手)これに關するところは私どもにはないのであります。

それから、三党の会談におきましていろいろと修正案について相談がかわされ、その間文部委員会はまるきりじやないか、たな上げじやないかといううな御意見でございませうが、円満なところのこの修正案を作成する、その下準備に党のおも立つた方々が、お勤めいたしたのの当然で、これは委員長として関するところではないと存じます。

それから、どうも報告が公平でないというお話でございませうが、私はきわめて公平を期しております。不公平なことを報告してみたいところで、どうせ會議録に出ておるのでございませうから、さういふことは申し上げませう。私は、偏向のある、一方に偏したる報告は断じていたしません。両論をよく解説をして申し上げたつもりでございます。なお、この実地調査の件について抜けておる点もございませう。全部を全部あげることではできませんからして、そのおも立つた分をいづれかお断りいたしておる次第であります。

なお、公明会のことは、社会党の御用字者か、何党の御用字者か、そんなことは存じませう。各界の代表者をお呼びいたしてお聞きいたした次第であります。これも速記録をいれた次第であります。一々これを報告する時間はございませうから御容赦をお願いいたします。

なお、昨日の共同修正案に対するところの質疑を一秒一分といへども許さないという態度をとつたという御尋ねでございませう。たゞ時間の関係上質疑をお容赦願いたいという御相談を持ち上げたのがわが党の人であります。従いまして、その御相談が成り立たなかつたから、これは委員会におきましてお答えをいたしたわけでありませう。という結論になつたわけでありませう。私どもは十分なる審議を時間の許す限りあくまでやりたいという信念にかわりはしないのであります。

なお、昨日の混乱につきましましては、いかに委員長の不手さ、ふなれのせいもございませう。さればこそ委員長の不信任案も出されたわけでありませうが、しかし、少くとも昨晩に關する限りにおきましては、わが党の諸君は一人あつた渦中には入つておりません。すべて社会党の諸君が原因して生じた混乱であるということを御承知願ひたいと存じます。

以上お答え申し上げます。(拍手)

○議長(堤康次郎君) 再質問があるやうでありますから、簡単に願ひます。野原君。

○野原君 ただいま私の質問に対する辻寛一委員長の答弁はまづたぐのうそでございませう。それを総括並びに逐条も含めての質疑であると言ふことは、たゞいま理事會に速記録がないための口実ではありませうが、まづたぐのうそでございませう。

第二点、昨晩の行動は社会党にその責任があるということを申されますけれども、自由党の国会対策委員長の小澤重喜氏は、小会派クラブの小林委員の質問の際、その胸を突いた事実があるではないか。こういうことをなぜ言わないのか。この二点について、再度、その事実があるかないか、委員長の答弁を要求するものであります。(拍手)

○辻寛一君 これ以上の御答弁は、結局水かけ論になると存じますから差控えますが、質問をこれくらいに時間に

せよとございませう。さればこそ委員長の不信任案も出されたわけでありませうが、しかし、少くとも昨晩に關する限りにおきましては、わが党の諸君は一人あつた渦中には入つておりません。すべて社会党の諸君が原因して生じた混乱であるということを御承知願ひたいと存じます。

○議長(堤康次郎君) 以上お答え申し上げます。(拍手)

○議長(堤康次郎君) 再質問があるやうでありますから、簡単に願ひます。野原君。

○野原君 ただいま私の質問に対する辻寛一委員長の答弁はまづたぐのうそでございませう。それを総括並びに逐条も含めての質疑であると言ふことは、たゞいま理事會に速記録がないための口実ではありませうが、まづたぐのうそでございませう。

第二点、昨晩の行動は社会党にその責任があるということを申されますけれども、自由党の国会対策委員長の小澤重喜氏は、小会派クラブの小林委員の質問の際、その胸を突いた事実があるではないか。こういうことをなぜ言わないのか。この二点について、再度、その事実があるかないか、委員長の答弁を要求するものであります。(拍手)

○辻寛一君 これ以上の御答弁は、結局水かけ論になると存じますから差控えますが、質問をこれくらいに時間に

でない証だ、こういうふうな、まことに珍無類の答弁をいたしているのをごさいます。教員の基本的な人権を尊重して、しかも既得の人権を尊重して平気な顔で、この答弁がでることは、その無知、無感、まことに驚くべきことではないかと思ふ。文部大臣は人事院規則の第七項をおそらく御承知ではないかと思ふ。人事院規則の第七項は、大学の先生に対する特殊の性格から、その政治的発言に對して弾力性を認める特例と稱すべきものでございませう。この特例の意味を御存じないから、先ほどのさうな答弁をされてゐるのをごさいます。(拍手)小学校、中学校の先生に、この第七項の大学の先生と同様な政治的発言に対する弾力性が認められるとは、どういふ考えられないのでございませう。(拍手)国家公務員は、現行法におきまして、政治的な制限を受けております。かりに、たかさんの恩恵が保障されてゐることは、申し上げるまでもございませう。しかも、今回の改正では、既得の人権を尊重された地方公務員である教職員は、何らの恩恵が法の上で保障されておられません。その代償として、保障されない代償として、三年以下の懲役、十萬圓以下の罰金というものが与えられてゐるのをごさいます。これは、いふゆる目が近いかわりには耳が遠い、こういうような類のものであります。いふゆる国家公務員の持つ悪い面だけを負擔するという、理解することのできない法律上の欠陥を生じておるのでございませう。このような片手落ちの結果を生ずるということは、もと

その立法の精神において相異なる法律であるにもかかわらず、教員の身分は地方公務員そのままで、何とかして政治的な自由だけはとつてやろうという考えがあまりに強過ぎるものであります。それから、国家公務員の例により、簡単に百二条をいきなり適用したところ、この矛盾があらはれざるを得ません。(拍手)私は、この改正案は明らかに憲法第十三条に反する違憲立法だと申し上げたいのでございませう。(拍手)次に、この法律案は、教育委員会法、教育基本法のその精神とまったく矛盾することを指摘しなければなりません。昭和二十一年日本を訪問したアメリカの教育使節団が残して行きましたその報告書の中には、重要な点が四つございませう。第一は極端に中央集権化された教育制度、第二番目は官僚制の教育制度、第三番目は特権的な教育制度、第四番目は偏一的な教育制度、ここにおいて、われわれは、世界的に共通な教育理念に基いて、日本の教育の目的、理想あるいはそのあり方を規定したのがこの教育三法でございませう。また使節団は、十年前のわが国の敗戦の原因を教育制度の欠陥だと指摘いたしました。そして、注意しなければならぬことは、日本の民主化のためには、日本の教育制度を徹底的に地方分権化するところ、教育公務員の政治的自由は一般公務員以上の自由を手を要する必要があるという報告を發して行つておるのでございませう。(拍手)民主的な自由人をつくるために、まず学校の教師みずから自由になければならぬ。政治的自由を保障されてゐないところの先生のもとで

は、民主的な国民は生れて来ないといふ大原則でございませう。(拍手)地方公務員法五十七条が教育公務員の職務の特殊性に基き政治行為の特例を規定しておつたのも、まづた右の趣旨によつて、まことに理山あるものと云ふなければなりません。しかも、今回の改正でこの五十七条の特例を取去るとは、人権の侵害といふことだけにどまらず、右申し上げました敗戦の歴史的経過を目におき、新教育の理念に逆行するものとなつたはなはだしきものと云ふなければなりません。(拍手)政府は、今回の二つの法律案の提出の根本的理由は、教育基本法第八条の教育の中立性が現在阻害されてゐる、あるいはまた将来阻害されるおそれがあるから、この法律は必要だと説明をいたしておるのでございませう。文部大臣は、この第八条の字句の表面だけの解釈をされておられます。教育の政治的中立と教職員の政治的中立をまつた同一に考へておるところにその欠陥があるのでございませう。教職員は意思決定の能力を持つ人間であります以上、その世界観において、資本主義かあるいは社会主義か、そのいずれかに分類されることは当然であります。また、そのいずれかの意思決定を持つことの自由と権利は、これまた当然でございませう。(拍手)すなわち、教育の中立性というものは存在しないといふものが、教職員の政治的中立性といふものは存在しないのでございませう。(拍手)教育基本法第八条はこの考へ方が基本となつておる。そこで、第一項において政治教育の必要なることを規定いたして、第二項において教育の中立性を規定をしておる。すなわち、政治的

教育の必要上から教職員の政治的自由を保障しようといふのが、この第八条の主眼点でございませう。(拍手)学校すなわち教育の政治的中立性を侵してならないといふ義務を第二項に負つておるは、すなわち第一項の裏づけとなつておるのでございませう。今回の教育三法案の提案の理由の根本がこの教育基本法の第八条を守るためだと言ひながら、自己にかつてのよい表面上の字句だけに目がついて、教職員の政治的自由を保障するこの第八条の主眼点を没却してゐるのであります。(拍手)「その通り」といふ簡単に教職員の政治的自由を尊重することは、第八条を守るどころではございませう。その矛盾極端はまことに許しがたく、いふゆる論議読みの論議知らずとはまことにこのことでございませう。(拍手)政治には保守の原理が認められましても、教育には進歩の原理しか認められませう。進歩の原理しか認められないのであります。(その理論はどこから来たのか)と呼び、その他発言する者あり)一切のすぐれた教育者が常に時代の先覚者であつたといふ世界の教育史を通じて根本的事実は、教育の機能から出て来た当然の帰結でございませう。教育が未来を拓くためには見通しを必要といたしますが、この見通しは、教育者に自由が許され、教育者に自由が保障された場合にのみ可能となるのでございませう。すなわち、進歩と自由は教育を動かす、教育を可能ならしむところの絶対的条件と云ふなければなりません。そうして、教育の進歩と自由を最も強く妨けたものは、時の政治権力や時の政党による教育に対する干渉であつたといふ事実も、これまで同様に歴史の証明する貴重な

教育の必要上から、従つて、教育の中立性という原則は、教育者が政治権力や政党の下僕になることを防ぎ、あくまでも教育の自由と進歩を確保せんがための根本原則でございませう。教育者が警察官の取締りによつて政治に關係するあらゆる言論や活動から退却せしめられたには、政治的無関心、政治的権力への盲目的服従でありませう。(拍手)この政治的無関心や権力への盲目的服従は、教育の中立どころではございませう。支配的政治勢力の下僕となつたところの教育のみじめな状態にすぎません。(拍手)あしたに平家を迎へる夕べに源氏を迎へるような教育者は、まづた教育そのものの自主性を没却したものと云ふざるを得ないのでございませう。(拍手)明治の初年に偉大な先覚者の輩出したまはしたの、当時のインテリゲンチヤが政治に対する恐怖、畏服あるいは無関心から解放され、教育の進歩と自由の条件が実現されておつたからでございませう。福沢諭吉、あるいはその他の先覚者はもういなくなつてしまふ。森有礼のごとき、おのれの身を殺して教育の進歩と自由を守つたところの文部大臣がおつたからでございませう。(拍手)今回の法案がこの自由を教育者から一切奪おうといふことは、全国五十萬の教職員の諸君、教育の政治的中立性の美名のもとに、みずから教育基本法八条を蹂躪して、自由党の政策に盲従せんとし、教育を不当に支配せんとしておるのでございませう。(拍手)「こういう一大野望であることを國民諸君は十分に知らなければなりません。真に教育の中立性を唱へるならば、法務大臣、文部大臣は政党から離脱

するといふような法律案をなす出され
ないかと私は言いたないのでございま
す。(拍手)

次に教唆、煽動に関する法律案でござ
います。昭和二十七年七月に、自由
と平和を愛する人々から憎しみと憤り
を一身に浴びて成立いたしましたこと
ろの破防法の中核をなしておるこの教
唆、煽動の規定が、ここでもまたその
のろい姿を現わして来ておるのであ
ります。(拍手)教唆といふものは、
本来刑法上の概念であつて、特定の他
人に一定の犯罪行為の遂行を決定させ
ることを申します。しかし、刑法は教
唆そのものを処罰してゐるのではなく
て、被教唆者がこの教唆に基いてその
犯罪の遂行を決定したこと、さらにそ
の決定に従つて犯罪を遂行したことを
必要とするのであります。しかるに、
今回の法律案では教唆犯の独立性を認
めたことは、まったく無謀なもので
あると我々には思ふべきです。

特にわれ／＼が最も注意しなければなら
ないことは、教唆行為、特に言論に
よつてなされるこの種の教唆行為は、
その事実を客観的に立証することはき
わめて困難であります。従つて、しい
てこれを処罰しようといふことは、な
らば、客観的裏づけのない自由を強要さ
れるおそれが多分に存在するのを忘
れてはならないのであります。(拍
手)煽動については、特定の行為を遂
行させる目的をもつて、その行為を遂
行する決意を生ぜしめる、またはすで
に生じておるこの決意を助長させる
ような勢いのある刺激を与えること
をいふものとされておりましたが、その
範圍は教唆の場合よりさらに広く、現
実に決意をさせ、または決意を助長さ

せたことは必要としないのでございま
す。

一体、今回のこの教唆、煽動を起
立犯としたしまして、実行の伴わない
教唆、煽動そのものを処罰の対象とし
よう、こういうことが人権の保障にと
つてまことに危険なものであること
は、破防法制定当時すでに世人の批判
を買つたところでござります。(拍手)
刑法の根本原則たる罪刑法定主義の第
一の要件たる犯罪構成の要件の明確さ
がまつたくなつておるのでございま
す。(拍手)言論そのものを処罰しよう
とする、かかる威嚇立法は、明らかに
憲法二十一条の違反であると言われ
なければなりません。(拍手)一体、吉田
政府は何ゆゑにかかる数々の違憲立法
を強行せんとするのであります。こ
うか、すなわち、彼らの持つところの政
治的権力、階級的支配を守るために、
個人の人格の保障というやうな、まだ
るこゝことは、もはや留つておられな
くなつたところの、吉田政府の断末魔
の姿であると申さざるを得ないのであ
ります。(拍手)

次に、今回の教育二法案の審議につ
いて私は一言言及したいと思ひます。
ただいまわが党の野原委員からもご
ざいましたし、委員長の報告にもご
ざいました。三月一日より文部委員
員会においてこの法律案の審議が開始
つたのでござりますが、三月十四日ま
では、ほとんどが自由党の委員の発言
によつて埋められてしまつたのでござ
います。しかも、その発言の内容たる
や、職員団体であるところの日報組
の悪口雑言以外の何ものもございま
せん。(拍手)三月十五日から私たちが野党

議員の質問が初めて行われましたが、
とたんに、多数の力をもつて、われ／＼
の審議に對し非常なる時間の制約を加
えて来たのでござります。今回の法律
案の中心問題は、教育の中立性とは
一体何ぞや、この問題、はたしてわが
国の現在の教育がその現場の実態にお
いてこの中立性が侵されてゐるやいな
やといふこと、また侵されるおそれ
がありやないやといふことがこの法律案
の中心課題でなければなりません。日
教組といふ団体がいかうでありまし
ようか、それは今回の法律案には関
係がございせん。この点は文部大臣
自身も私への答弁において認められて
おるのでござります。(拍手)しかる
に、終始一貫日報組の悪口で埋められ
たことは、全国父兄や国民大衆に向つ
てこの二法案の客観的妥当性を印象づ
けようとする、すなわち顧みて他を言
う類にして、まことに国会の品位を傷
つける卑劣なる行為だと我々を驚か
しません。(拍手)かくのごとく、議場に
て日本の将来の教育を滅ぼすやうなお
それのある重大なる今回の二法案に対
する審議をほとんど許されず、最も関
係のある法務委員会との連合審査すら
許されてないものでござります。先
ほど、委員長は得々として、さうい
うことはないと申しておられますが、皆
さんは議事録を讀んでいただけは一日
限られてござります。私は、この点にお
きまして、国民諸君に對して申張りが
ない。この機会を利用いたしまして、私
は深くおわび申し上げたいのでござ
います。(拍手)同時に、その責任の全
くは吉田政府の反動性にあることもまた
この機会に御報告をいたしておきま
す。(拍手)

次に、政府より、わが国の教育の中
立性が侵されてゐるという実例とし
て、文部省内の特高班と自由党が編や
たいことで歩いた末に出した二十四
の事例が示されました。この点につ
きまして、衆議院におきましては三
の調査団を派遣いたし、私もその調査
の一人として山口県へ派遣され、山口
日記と同じく、山口県における安下
庄の調査を担当したのでございま
す。先ほど、委員長は、この山口日記
を報告されました、実に誇大なる報告
をいたされておりましたが、私は実は
この演壇で今日はそのことを申し上げ
るつもりでございせんでしたが、ぜ
だいま委員長の報告を聞きまして、ぜ
ひ申し上げなければならぬと思ひます
ので、一言申し上げます。

山口県において、岩国と山口市にお
きまして、各界の代表者數十人に集ま
つていただき、結果は、あつて、い
る間へまじりました山口日記も、山口
に宣伝された山口日記も、山口県
全体三十万の児童、学生に對して販
売いたしましたのは九千六百冊、その
中、ほんとうに生徒が自分で日記をつ
けた人間は三千二百人ほどでございま
す。このやうな事情によりまして、非常
な宣伝にもかかわらず、県内における父
兄たちはほとんどその実情を知らな
かつたのでござりますが、今回の問題が
喧伝されて初めて知つたといふのが実
情でござります。そして、私たちがこ
の數十人の人に会いまして、その結果
は、山口県の子供日記が少くとも一つ
のきつかけとなつて今回の法律案にな
つたといふことに対しては、逆に非常
な反感を政府に持つておるのでござ
います。(拍手)すなわち、自分らの県

で、できごとがきつかけとはいへ、こ
ういふ法律案を出したといふことはあ
りにもひどいといふ限りの感情が一点、
同時に、山口県の子供の教育の実態は
何ら虫はまされてない、また虫はま
れおそれないといふことは、各階層の
一致した意見でござりました。それ
どころではございせん、教育委員会
が、もしかりにさういふ好ましから
ざる教育があるとするは、現行の教育
法によつて十分処置するところであ
るのに、その責任を果すに於いて、か
ほどまでに大げさに全国的に宣伝を
する原因をむしる教育委員会がつく
ておるという一つの批判が起つてお
るのでござります。(拍手)いま一点は、こ
んな法律を出していただくやうな、民
主的に自分らの手にいよつてこれを解決
するといふ自主的な空氣がたたくん
内に出ておるのでござります。これ
は、今回のやうな法律案は必要でな
い。現在の三法でも十分教育の中
立性は確保されておるのでございま
す。この点が私は非常に参考になつた
のでござります。安下庄の件は、これは
つたこと事案無根で、ある政治的な
人々が町の中に二枚のビラを張つた
といふ、これを取上げておるのでござ
います。私は二日かかつてこれを調査
いたしました、まったく事案無根で
ござります。(拍手)

このやうにいたしました、二十四の
事例は、針小棒大、事実を歪曲し、中
には安下庄のごとき、まったく事案無
根のものすらござります。この点は
新聞が伝えておりましたから、私が申
上げるまでもないと思ひます。いわゆ
る泰山鳴動してわがみ一匹も出ずとは
このことだと私は思ひます。わが国の

昭和二十九年三月二十六日 衆議院會議第二十七号 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案外一件

学校は全国におきまして三万五千ございすが、百歩を譲つて、かりにこの二十四事例が全部政府の言うごとく中立性を侵してゐるといたしましても、その率は千四百六十校中ただの一校にしか当りません。わが国の教育がこういう現状であるという事は、むしろ、この二十四事例をもつて、決してわが国の教育は中立性を侵されてゐないといふべきであらうと思つてゐる。高知県山田の高等学校においてアカハが配布されたという事例が、この二十四事例の中に載つておられるが、私の遺憾といふ事は、全国の地方教育委員会を通じて数百万校の自由党報を各学校に配つておられるが、この点の報告がございせん。

(拍手) 願ひるに、わが国の文教政策は、天野文相の退任の前後を契機といたしまして、外交政策と文教政策は、吉田好みの色彩が順次濃化されて参りました。そのために、文教政策は政策文教と化し、あたかもあめのごとく、右にねじられ、左にねじられ、遂には修身の復活、あるいは社会科の解体、地歴の復活、愛国心の涵養、遂に臣民の復活を見るまでに至つたのでございせん。(拍手) 目を一歩外に転ずれば、戦力のない警察予備隊、保安隊、自衛隊という、まことに珍しい戦力が存在してゐる。また、犯罪のない政治献金、選挙資金、陣中見舞いという、まことに珍しい犯罪が流行したてゐるのでございせん。このような複雑怪奇、われわれ国民にはとてつて現在の世相が理解できません。

これはすなわち、昨年の十月二十五日のワシントン特電として、朝日新聞は、MSA援助受入れに因する池田・ロバートソン会議において日本側は保安隊増強に四つの制約があることを強調しておりました。その中の一つは、敗戦後八年にわたつて、日本人はいかなることも起つても武器をとるべきでないという教育を最も強く受けたのは、防衛の任にまつたかねばならない青少年であつたという日本側の言い分に対し、日米両国の間で、教育の問題と、防衛と、そして愛国心の問題が話されておりました。その結果、日米両国の出した結論は、会談当事者は、日本国民の防衛に対する責任感を増大させるような日本の空気を助成することが最も重要であることに同意した、日本政府は愛国心と自衛のために自発的精神が成長するよう空気を助成することに第一の責任を持つたのであるという、結局日本政府は、アメリカからMSA援助を受けるかわりに、愛国心が成長するよう空気を助成する責任を負担するという約束でございせん。(拍手) 日米両国におきまして愛国心をつくるというきめをするという事は、まことに驚くべき、かつ恐ろしいことと言わなければなりません。このような政治的な背景を頭に描いて今回の教育二法案を見るならば、ここに初めて政府の意図が明らかになり、再軍備を促進するための愛国心を成長させる空気をつくることが目的であることがうなずけるのでございせん。(拍手) 従つて、教育の中立性という言葉などはまったくの美名でございせん。日教組も、山口日記も、国民の目をくらます卑劣な口実にすぎません。(拍手) 政府は、すべ

からく、今回の法律案の名称を輸出用愛国心製造法案という名前にかえられんことを、私は申し上げたいのでございせん。(拍手) 全国五十万の教職員諸君は、今日を境といたしまして、格子のない牢獄の囚人として待遇されることになりました。憲法を守り、子供の幸福を守つて、最も忠実に日夜奮々と今日まで来られたその代償として今日のような待遇を受けようとは、私たちの最も意外とするところでございせん。(拍手) 身は薄給であつても、せめて精神的な待遇だけはと思つておつたのが、おそろしくわく／＼父兄の心情ではないかと思つたのでございせん。まことに残酷な仕打ちだと思つてゐます。このような仕打ちを受けたからというて、全国五十万の教職員の諸君が自暴自棄になつたり教育に無関心になつたりしてゐることは、私は困ると思つてございせん。教育の理想は永遠でございせん。人の心を刀で切つたり力でのような政治というものは必ず滅びるのであります。(拍手) 吉田政府のこの法律案は、いよいよ吉田政府の断末魔のあがきでございせんから、どうぞ、私は、教職員の諸君が今まで通りに新しい憲法を守つて、自暴自棄にならずにあつてもらいたいことを衷心から念ずる一人でございせん。(拍手)

明治五年に、わが国に学制の発布がございまして、それから七十年後において、時の政府が富国強兵の政策をとつた。その後二十年ばかりいたしまして戦争が始まつた。それから七十年たつて、今回の日本の敗戦となつたのでございせん。こういう過去の歴史を吉田政府は心から考へる必要がないだらうか、かように私は思つてございせん。この意味におきまして、今回の政府提案になります原案に対し、同時にまた三派共同修正案に対しまして、断々固として反対の意思を表明する次第でございせん。(拍手)

○議長(橋本武英君) 原田憲君。
〔原田憲君登壇〕
○原田憲君 私は、自由党を代表いたしました。ただいま委員長の報告されました改選、日本自由、自由三党による義務教育諸学校における政治的中立の確保に関する法律案に対する修正案、及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案に対する修正案、並びにこれを除く政府原案に賛成の討論を行わんとするものであります。(拍手)

結論を先に申します。先般法案提出に先だつて行われた中央教育審議会の答申にも現れてゐること、わが国の大多数の国民は、教育界における現状から、教育の政治的偏向を是正し、また教育に対する不当な外部からの圧力を排除するため何らかの措置が必要であると考えており、われわれは、本修正案が、これに応じた、きわめて適切な措置であると判断いたしました。賛成の意を表明するものであります。(拍手)

さて、まず何ゆゑに日本の教育界に教育基本法の規定を侵すごとき偏向事例が現れて来るのか、その根源をつかなければならぬのであります。教育界に対して働きかける政党の面から見ますと、最も密接な関係にあるのは社会党であります。特に左派社会党は、その綱領の中にも、政権獲得のあかつきには、一切の大衆組織を党へ結びつけて、その政権を永久化するな

学校は全国におきまして三万五千ございすが、百歩を譲つて、かりにこの二十四事例が全部政府の言うごとく中立性を侵してゐるといたしましても、その率は千四百六十校中ただの一校にしか当りません。わが国の教育がこういう現状であるという事は、むしろ、この二十四事例をもつて、決してわが国の教育は中立性を侵されてゐないといふべきであらうと思つてゐる。高知県山田の高等学校においてアカハが配布されたという事例が、この二十四事例の中に載つておられるが、私の遺憾といふ事は、全国の地方教育委員会を通じて数百万校の自由党報を各学校に配つておられるが、この点の報告がございせん。

(拍手) 願ひるに、わが国の文教政策は、天野文相の退任の前後を契機といたしまして、外交政策と文教政策は、吉田好みの色彩が順次濃化されて参りました。そのために、文教政策は政策文教と化し、あたかもあめのごとく、右にねじられ、左にねじられ、遂には修身の復活、あるいは社会科の解体、地歴の復活、愛国心の涵養、遂に臣民の復活を見るまでに至つたのでございせん。(拍手) 目を一歩外に転ずれば、戦力のない警察予備隊、保安隊、自衛隊という、まことに珍しい戦力が存在してゐる。また、犯罪のない政治献金、選挙資金、陣中見舞いという、まことに珍しい犯罪が流行したてゐるのでございせん。このような複雑怪奇、われわれ国民にはとてつて現在の世相が理解できません。

これはすなわち、昨年の十月二十五日のワシントン特電として、朝日新聞は、MSA援助受入れに因する池田・ロバートソン会議において日本側は保安隊増強に四つの制約があることを強調しておりました。その中の一つは、敗戦後八年にわたつて、日本人はいかなることも起つても武器をとるべきでないという教育を最も強く受けたのは、防衛の任にまつたかねばならない青少年であつたという日本側の言い分に対し、日米両国の間で、教育の問題と、防衛と、そして愛国心の問題が話されておりました。その結果、日米両国の出した結論は、会談当事者は、日本国民の防衛に対する責任感を増大させるような日本の空気を助成することが最も重要であることに同意した、日本政府は愛国心と自衛のために自発的精神が成長するよう空気を助成することに第一の責任を持つたのであるという、結局日本政府は、アメリカからMSA援助を受けるかわりに、愛国心が成長するよう空気を助成する責任を負担するという約束でございせん。(拍手) 日米両国におきまして愛国心をつくるというきめをするという事は、まことに驚くべき、かつ恐ろしいことと言わなければなりません。このような政治的な背景を頭に描いて今回の教育二法案を見るならば、ここに初めて政府の意図が明らかになり、再軍備を促進するための愛国心を成長させる空気をつくることが目的であることがうなずけるのでございせん。(拍手) 従つて、教育の中立性という言葉などはまったくの美名でございせん。日教組も、山口日記も、国民の目をくらます卑劣な口実にすぎません。(拍手) 政府は、すべ

からく、今回の法律案の名称を輸出用愛国心製造法案という名前にかえられんことを、私は申し上げたいのでございせん。(拍手) 全国五十万の教職員諸君は、今日を境といたしまして、格子のない牢獄の囚人として待遇されることになりました。憲法を守り、子供の幸福を守つて、最も忠実に日夜奮々と今日まで来られたその代償として今日のような待遇を受けようとは、私たちの最も意外とするところでございせん。(拍手) 身は薄給であつても、せめて精神的な待遇だけはと思つておつたのが、おそろしくわく／＼父兄の心情ではないかと思つたのでございせん。まことに残酷な仕打ちだと思つてゐます。このような仕打ちを受けたからというて、全国五十万の教職員の諸君が自暴自棄になつたり教育に無関心になつたりしてゐることは、私は困ると思つてございせん。教育の理想は永遠でございせん。人の心を刀で切つたり力でのような政治というものは必ず滅びるのであります。(拍手) 吉田政府のこの法律案は、いよいよ吉田政府の断末魔のあがきでございせんから、どうぞ、私は、教職員の諸君が今まで通りに新しい憲法を守つて、自暴自棄にならずにあつてもらいたいことを衷心から念ずる一人でございせん。(拍手)

明治五年に、わが国に学制の発布がございまして、それから七十年後において、時の政府が富国強兵の政策をとつた。その後二十年ばかりいたしまして戦争が始まつた。それから七十年たつて、今回の日本の敗戦となつたのでございせん。こういう過去の歴史を吉田政府は心から考へる必要がないだらうか、かように私は思つてございせん。この意味におきまして、今回の政府提案になります原案に対し、同時にまた三派共同修正案に対しまして、断々固として反対の意思を表明する次第でございせん。(拍手)

○議長(橋本武英君) 原田憲君。
〔原田憲君登壇〕
○原田憲君 私は、自由党を代表いたしました。ただいま委員長の報告されました改選、日本自由、自由三党による義務教育諸学校における政治的中立の確保に関する法律案に対する修正案、及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案に対する修正案、並びにこれを除く政府原案に賛成の討論を行わんとするものであります。(拍手)

結論を先に申します。先般法案提出に先だつて行われた中央教育審議会の答申にも現れてゐること、わが国の大多数の国民は、教育界における現状から、教育の政治的偏向を是正し、また教育に対する不当な外部からの圧力を排除するため何らかの措置が必要であると考えており、われわれは、本修正案が、これに応じた、きわめて適切な措置であると判断いたしました。賛成の意を表明するものであります。(拍手)

さて、まず何ゆゑに日本の教育界に教育基本法の規定を侵すごとき偏向事例が現れて来るのか、その根源をつかなければならぬのであります。教育界に対して働きかける政党の面から見ますと、最も密接な関係にあるのは社会党であります。特に左派社会党は、その綱領の中にも、政権獲得のあかつきには、一切の大衆組織を党へ結びつけて、その政権を永久化するな

昭和二十九年三月二十六日 衆議院會議録第二十七号 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案外一件

と、対立者を認めざる一回革命の原理を述べ、常に口では平和憲法擁護だと宣明しながら、憲法を改正して行政司法の諸機関から新聞、出版、放送、そして教育までも社会主義の方向に適応させようとしているのである。これは実に議会主義政治を否定するところの一党専制政治を意図するにほかならないのでありまして、まさに民主主義と逆行するものはなしだしいものであります。(拍手)しかも、党内には日教組の公認する日政連に属する代議士から、日常闘争という社会党のうたい文句からしても、わが国の教育界に政治圧力が加えられつつあることは明らかであります。(拍手)これは、何も私が言わなくても、現に右派社会党の機関紙日本社会新聞の一節にも、日教組が丹頂である一つ、一部幹部は極左傾向に走っていることは周知の事実であり、われ／＼これを認めている、彼らが、わが国労働運動の民主主義的成長を阻害し、わが国の民主主義に無視することの出来ない害毒を流していることも事実であると述べていることをもって明らかであります。かくのごとき政党は、政党政治の国家機関としての性格をまったく失えるものであつて、一特定階級の利益代表としての一徒党にすぎないのである。(拍手)かつて天皇絶対の君主政体下において、天皇に反対する者すべてが偏倒者として扱われたが、今や天皇の名にかえるに平和憲法の名をもつて、都合のよい部分だけを掲げて自己の政略に用い、対立者をすべて反動の烙印により耐えんとする独善強欲ぶりこそ、まさに民主主義の敵であります。(拍手)

法案反対のために、昨日の文部委員会において、あなた方が乱暴の限りを尽したあての姿が、諸君の民主主義の姿であります。西ドイツの復興を説く人は、常にその労働組合の健全ぶりをたたえるのであります。日教組が、ドイツ労働組合同盟の前委員長フエツ氏は何ゆゑにそのいすを追われたか。彼は、政治問題であるドイツ再軍備問題を労働運動に結びつけんとし、組合員によつて追われたのであります。また西ドイツの教職員組合は、官吏法により忠誠の義務を課され、教育の中立性を守る厳格な規制を受けております。しかも、戦後一度も政治活動をしたことはなく、自主的にみずから教育の政治的中立性、教職員組合の政治的中立性を守つております。その上、組合は経済再建によく協力したとして、今日のドイツ再建に貢献したことが高く評価されておるのであります。しかし、復興目ざましい今日、本年初めて再明書を出しまして、われ／＼は西ドイツの経済復興に協力し、われ／＼の要求をきかして来た、今こそ自分たちの要求を取上げてもらつてもよいではないかと、初めて経済的要求をいたしたのであります。これらの健全な組合員の意思がドイツを復興させておるのであります。

しかるに、わが国においてはどうか。貸上げ要求などは年中行事であります。政治につながらざる問題は、今として、徳田球一氏が姿を隠すと、今度は鈴木三郎君がみずからスクラムの先頭に立つておる状態でありまして、政治につながらざる問題はないと言ひけれども、国を思ふ一念からという口

実、愛国心の発露の名によつて、議会政治破壊、亡国への端緒であつた五一五事件も、二・二六事件も引起されたのであります。目的のために手段を選ばぬ左派社会党の新綱領は、自他ともに許す独裁共産党を承認し、平和と政務刷新をとつた昨年来の選挙に入れない人は左派社会党に投ぜよと、諸君がいくら一線を画すと言つても、向うでは離れようとしないのであります。(拍手)自由を口にする者は、みずから自由を尊重せねばなりません。自由は傍聴できたアメリカ国会に、傍聴券を發行させて傍聴を制限せしめたのはブルトリコ人のビストルであり、日本に治安維持力を増加せしめたのは、火災びん、共産党軍事委員会の秘密行動であり、教育二法案を提出に至らしたものは偏向独善政党の不当なる教育への侵略からであると、言つても過言ではないのであります。(拍手)

戦後、日本の教育は、政治と教育とは分離され、かつて文部省によつて掌握されておつた権限は、公選制による教育委員会に付与されております。しかしながら、はたしてこの教育委員会がよきその機能を發揮しているか。現在においては、残念ならぬまじしと言わなければなりません。しかば、今日、日本の教育界、特に義務教育学校における教育を支配しているものは一体だか。それは、日本教職員組合、通称日教組であります。日教組は単なる任意団体にすぎないのであります。が、その傘下に各県教組を通じて五十万の教職員を擁し、中央委員が五十万を支配しておるのであります。今日、日本の義務教育を支配するものは、実にこの日教組の頂点、世に言う丹頂づるの丹頂部に属する人たちであります。その支配力は、先般行われました振替授業にかりた一斉賜暇で中央の指令下に全国一斉に強制された中、中には学校長、教育委員会の勧告をさへ押し切つて行われた事実をもつて明らかであります。かつて、後白河法皇が、自分のままにならないものは、加茂の流れと、さいの目と、比叡山の荒法師であると云つたといふ。絶対君主さへ流れ行く水をとめることはできない、時の流れはとめようがないといふのに、日教組の指令は、月曜日を日曜日とすることも可能なのであります。(拍手)驚くべき権力の持主と言わなければなりません。ゆゑに、日教組幹部が偏向すれば五十万の教職員もまた偏向を来し、五十万の教職員が偏向を来せば児童、生徒もまた偏向を来す。現在日本教育界に現われている政治的偏向教育の事例は実にこのルートをたどつて現われているところに、このたびの法案の必要性があると思ふものでござります。(拍手)

しかば、日教組を通じていかなる運動がなされておるか。先般公選人として出席した日教組委員長小林武君は、私の質問に答へまして、日教組第十回大会、すなわち一九五三年の運動方針書の中の一般情勢の分析、アメリカを中心とする国際独占資本は世界の至るところで戦争の計画を仕組んで来たといふことをはつきりと肯定しておる。これは教職員組合といは一方の分析であり、一方的な判断と言わなければなりません。(拍手)しかも、この判断から、基本方針として、向米一辺倒

三六八

育が権力から守られることを望み、一日も早く法律によらずして自己の力で正しきを歩む日の早からんことを願つて、私の賛成討論を終るものであります。(拍手)

○議長(堤廣次郎君) ただいまの原田君の発言中、不當な冒険がありました。

たならば、速記録を取調べの上、適当な措置をとることとしたします。

松平忠久君

(松平忠久君登壇)

○松平忠久君 たいま文部委員長から報告がありました教育公務員特例法の一部を改正する法律案に対する保守三党の修正案、義務教育諸学校における教育の政治的忠立の確保に関する法律案に対する保守三党の修正案並びにこの修正部分を除いた政府原案に対して、日本社会党を代表いたしまして反対の討論を展開せんとするものであります。(拍手)

ただいま自由党の代表の討論を聞いておりますと、あたかも頭にもよんまげを乗せて、足にわらじをはいて、日教組の大会に行つて所信を述べておるやうな感じを受けたのであります。

(拍手) 近來わが国における立法例を検討するに、憲法並びに一般的な基本的な法律によつて国民に保障されたこの自由並びに基本的人権が、種々のいわれる特別立法によつて逐次剝奪され、その限度において憲法が骨格になり、また政府みずからの一方的な、独断的な憲法解釈によつて憲法自体の空文化を行い、その結果、憲法の權威を喪失すると同時に、国民の憲法精神を滅却せしめる傾向にあることは、民主主義下の法治国においてまことに遺憾とするところであります。(拍手) 今般教育の中立性を維持する美名のもとに提案されたこの法案も、まづたこの種類の特別立法でありまして、ナチス・ドイツが国民を全体主義の方向に向つて偏向せしめんとした際に好んで使つたところの立法であり、わが国教育史上に一大汚辱を加えることも

昭和二十九年三月二十六日 衆議院会議録第二十七号 義務教育諸学校における教育の政治的忠立の確保に関する法律案外一件

に、新憲法下における立法の建前からいつても、立法府の責任者たる国会議員として深く反省を要すべき立法を存するものであります。(拍手) すなわち、本法案は、公立学校教職員の政治的行為に重大なる制限を加へ、警察権力をもつて教育の中立性を維持せんとするものであつて、明治、大正、昭和を通じて、いまだその前例がなく、諸外国の例を徴しても、ソビエト以外の、ソビエトを除いてまづたこの種類の見ないところの教育に対する恐ろべき強圧法規であります。(拍手) われ／＼として本法案に反対し、その撤回を要求せざるを得ないゆゑのものは、この法案の内容そのものの違法性であり、また性にあることはもとよりであります。

が、さらに大連文部大臣不信任の理由にも明らかなること、本法案提出の理由たる教育の偏向に關し、政府の認識が輕率かつ一方的であつて、真にその実情を把握してないこと、また文相以下その局における者が、新教育の根本精神を理解せず、国会において座業を決議した教育勅諭のこの精神をもつて今日の教育に臨んでおるその態度、その考へ方に対して多大の不安を感じるからであります。(拍手)

特に私がここに指摘したい点は、原案修正の過程についてであります。すなわち、政府原案の非常識きわまるものであることは、いまさら申すまでもありませんが、われ／＼は、去る二十日……

「文部大臣はどうした(休憩々々)」と呼び、その他発言する者多く、議論騒然

○議長(橋本次郎君) ただいま文部大臣の御出席がありましたから、演説をお続け願います。

○松平忠久君(續) 特に私がここに諸君に指摘したい点は、原案修正に対するその過程についてであります。すなわち、政府原案の非常識きわまるものであることは、いまさら申し上げるまでもないところであつて、われ／＼は、去る二十日、大連文相の過去の経歴、救うべからざる思想の停滯(拍手) 精力にこび、弱きを捕くじんとする陰險なる官僚の性格を指摘し、また、この原案とともに文部大臣の不信任を本院において表明したのであります。が、今回の修正は、政府原案に対して、在野保守党より種々修正意見が提出され、難航に難航を重ねたこの数日間の経過を見ても、改進黨及び日本自由党の諸君も、大連文相君に対してかなり

の不満を感じ、消極かつ間接的なながらも、修正の形式において不信任の意向を表明したものと見るものであります。(拍手) このことは、過日の兩派社会党の不信任とあわせ考へますと、今日でんとして、このひな壇に傲岸不遜の姿をさらしている文相も、常識の持主であるならば、深く反省をして善処の道を講じなければならぬと存するものであります。(拍手)

以下、教項目にわたつて反対の理由を説明したいと存じます。

まず第一に指摘したいことは、教育公務員特例法の一部を改正する法律案、この修正は、当分の間という字句を使いまして、暫定法規として用いてのことでありまして、この暫定法規にした理由は、提案者の説明によりますと、輿論の動向にかんがみて、ということであります。輿論の動向にかんがみて当分の間という字句を入れたのであるけれども、この当分の間という

字句を入れた客観的な効果というものが、何人か十分なる警告を与えることができたことなのであります。(拍手) 政府の説明によれば、義務教育は重要な国家の公務であつて、この教育に従事する教員は、その立場において國立学校の教育公務員と何らかのところがなないで、教育の中立性を維持するために、この政治的行為の制限について、も國家公務員並に扱い、地方公務員として今まで受けておつたところの市町村内における政治活動の制限を、一足飛びに全國的全地域にわたつてその制限を廣げて、人事院の規則に掲げていたの廣汎な政治的行為の制限を課するといふのであります。

る。教員は、かかる政治的教養を教える義務を持つてゐる立場として、他の一般公務員よりもまづその政治的教養を高める必要があり、そのために他の公務員よりも廣汎な政治的活動の自由が認められなければならないのであります。(拍手) 今回の政府原案及び修正案は、ともにこの教育の本質をわきまえず、教育基本法及び地方公務員法の精神を蹂躪するものであつて、われ／＼は断じて承服しがたいところでありませう。(拍手)

次に本法案について指摘したい点は、本来國家公務員に適用するために制定された人事院規則を、全然法域を異にするところの地方公務員に適用せんとするところから生ずるところの違法性並びにその幾多の矛盾についてであります。教育は國の重要な公務であるから、國立学校の教員並びに政治活動を制限するといつておる。しかしらば、同じ國の公務として、ほとんど全部が地方に委任されておるところの、たとへば統計事務であるとか、労働關係の保障事務であるとか、厚生年金關係の事務、その他廣汎な國の委任事務に従事してゐる地方公務員と區別する理由は、一体どこにあるか。(拍手) もし區別するとなれば、むしろ教育公務員に対してこそ政治的活動の制限を緩和することは、前述の理由によつて明らかであります。従つて、政府の説明は理論的根拠に一貫性を欠いておるという(拍手) また、人事院規則の地方公務員への適用は、先ほど申すごとく、法域を異にし、法体系の紛糾を生ずるのであります。

今日議院制度は、その二大支柱は警察制度と教育制度であります。が、い

三六九

三七〇

て迷わざるを得ない。その判定はさくめてあいまいであつて、教師の教育態度に対して適當なる任務を負わせるものと云わなければなりません。この点に關して、われ／＼は教師の萎縮することをおそれ、われ／＼の反對する理由の一つもここにあらざるであります。最後に、私はこの二法案の持つ価値について論じたいと存じます。そもそも政府がこの法案を用意した理由は何であるか。おそらく、先ほど原田君の説明にもありましたごとく、日教組對政府のけんかであるがごとくであります。(拍手)日教組の行き過ぎ、その偏向を是正し、日教組の不當なる支配から教育を守り、教育の中立性を守るといふことにある、かように政府は説明をいたしておりますが、中立性維持については、これは何人も異論はありません。また日教組の行き過ぎを是正すべきであることも、われ／＼も認めておる。しかしながら、政府の把握しておる日教組の偏向教育の事例なるものは、先ほど教氏から指摘されたごとく、はなはだしく一方的であつて、かつその調査の根拠がわからない。調査の根拠を明示しません。事実無根のもの、あるいは無理やりのでつち上げのもの、これを麗々しく偏向教育として掲げて、この国会に提出している。国会を侮辱するものである。(拍手)われわれの調査によれば、その過半数はでなためのも、官僚独善の一方的な判断に基くものであります。これらのことは、これらの事例が発生した地元住民をして、文部省のこの態度に対して不安を抱かしめ、憤激をせしめておる事実に徴しても明らかとなつております。

は、偏向教育と見られるもの、ほとんどまったく教育委員会あるいはP.T.A.、地元住民の手によつてすでに解決済みであります。この実情より見て、最上層を重ねるとき新たな法律の制定は必要である。またもし政府が真に日教組と取締りし、このならば、ほかに方法がある。なぜ文部大臣はみずから身を挺して日教組に当らば、別に法律ができる。何ゆえに日教組の組合活動の根源であるところの地方公務員法、これを改正しないか。地方公務員法の職員団体の規制を改正すれば、これによつて日教組を取締ることができるのである。何ゆえにそういふことをしないで、あえて多数を犠牲にするような、こういう無用なる法律をつくるのであるか。頭の悪さというか、あるいは頑迷固陋というか、その精神の判断に苦しむのであります。(拍手)

由來、思想には思想をもつてしなればならぬ。これは申すまでもありません。全国大学教授連合会の二月二十七日付の声明によつても、この法案を有害無益なりと断じております。教育の中立性確保に対して刑罰法規をもつて臨むということが、教育の本質よりしてまったく無意味であり、無価値である。無価値であるというところは、この全国の教授連合会の声明を初めとして、おそらく全国の知識人、文化人の一致したところの見解であります。(拍手)しかのみならず、この法案は教育破壊の恐れべき放射能を潜在しております。警察権力の教育への干渉、その濫用が予想される。これは往時の治安維持法の例に徴するも想像にかたありません。しかも、これに対する所管外であるところの文部大臣の説明とか保証のことは三文の価値もありません。(拍手)許容と禁止の境界の不明確、憲法と教育の中立性の不明確、重罪規定の適用、これらの事項から必然的に教員を萎縮沈滞せしめ、良識ある公民としての政治的教養の育成を消極的ならしめ、判断力あり、かつ個性のゆたかな子弟を育成する現行の教育を、権力に迫り、盲従し、曲學阿世の徒をはびこらしめるところの往時の教育に逆行せしめる。(拍手)かくのごときわが国の教育を破壊せしめる恐るべき要素を包含しておるのであります。

要するに、本案は、新教育の芽を踏みにじり、力をもつてこれを昔の教育に逆転せしめ、軍国主義的な、全体主義的な教育へ一歩踏み出さんとする固期的な要法であります。(拍手)われわれは断固として反対を表明し、私の討論を終るものであります。(拍手)

○議長(堤隆次郎君) 町村金五君

○町村金五君登壇

○町村金五君 私は、改進黨を代表いたしまして、教育公務員特例法の一部を改正する法律案並びに義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案につき、三党協定になる修正案並びに修正部分を除く政府原案に賛成の意を表明いたしますと存じます。(拍手)

そも、教育の政治的中立の確保に關しましては教育基本法第八条に明記してあるところであり、教員が一党一派に偏した政治教育や政治的行動を行ふことは厳に禁ぜられておるのであります。が、最近わが国の諸学校、特に義務教育諸学校の教員が党派的勢力の不当な影響と支配を受けるに至り、教育基本法の趣旨なる要諦と厳正な規定が随所に無視せられ踏みにじられております。事実は、本来国民全体に責任を負つて行ふべき教育の重大性にかんがみ、かつ国家、民族の将来を思うと、まことに深遠にたえないのであります。(拍手)この意味におきまして、政府が今回公立学校の教育公務員の政治的行為を、その全体の率仕者たる職務と責任の特殊性から、国立学校の教育公務員の例にならつて規制し、また義務教育諸学校における教育を党派的勢力の不当な影響支配から守り、かつそれに従事する教職員の自主性を擁護することを目的として、本二法案を提出せられたことは動機に對しまして、今日の場合事情やむを得ざるものとして賛意を表せざるを得ないのであります。(拍手)

すでに多くの人々によつて指摘せられております通り、今日の教職員の行き過ぎた政治的活動と憂慮すべき偏向教育の眞因は、日教組一部の幹部の理念と教育方針に基く政治的、公職の選挙に際しましては、特定の政党なしは特定の政治的傾向を持つ候補者のみを推薦し、しかもその推薦者を支持するのを傘下組合員に強く要求をいたしておるのであります。また、平和教育の美名のもとに、一方的な国際情勢の分析に基く偏向教育を行うことを指示いたしておるのであります。これらの事実が、ここに論議されておる二つの法案を政府に提案せしめるに至つた最大の原因であると存じます。(拍手)

しかるに、日教組の幹部諸君は、彼らに対する重大なる警告とも見るべき本法案の上程に對しまして、何らの反省を行ないのみか、むしろ、みずから理念と行為を正当化せんとし、本法案について各種の歪曲いたした、あるいは誇張した宣伝を行つておる状態であり、(拍手)日教組が従来の政治的偏向を自己批判し、彼らとその組合規約に明記しておりますように、組合員の経済的地位の向上をはかることを第一義とする職員組合としての本来の姿に立ちもどるとともに、中正公平なる立場に立つて、次代の日本人を育成することに専念いたしてくだれるのであるならば、このような法律はもとより必要がないことは明瞭であります。しかしながら、現在のごとき、彼らの自己批判が一向に認められず、従つて本質的な方向転換が期待できない現在におきましては、教育の公正な運営を確保して、全国数千万の父兄の悲願にこたへるために、また内心では日教組の指導方針を批判しながらも、その強固な規律のゆえに、やむを得ずこれに従つておる全国大多数の教職員の自主性を回復せしめるために、遺憾ながらこれらの二法案に賛成せざるを得ないのであります。(拍手)

しかしながら、教育本来の目的は、真理と正義を愛する國民、創造的精神に満ちた次代のおが国の形成者を養成することにあります。従つて、この崇高な使命を身をもつて実践する教員には、自律的精神に基く活発なる研究と教育の自由が保障されなければなりません。この意味におきまして、政治的中

立性確保に關する法律のごときは元來きわめて好ましからざるものであり、これを今日国会において審議せねばならぬといふことが自體が非常な痛恨事であり不祥事であることは、いまだ申し上げるまでもないのであります。わが改進黨が主唱して、これを臨時措置法とするよう三派で修正を行い、今後日教組の動向を注視し、その方向転換を熱望せんとする態度を定めたものが、そこに深くかんがみるところがあつたためであります。(拍手)すなわち、日教組の幹部諸君が、この修正の趣旨が那邊にあるかについて深く思いをいたされ、徹底した反省と自己批判を行い、これを日常の活動において積極的に実践し、しこしこして教員諸君が全國民の希望がごとき教育者としての正道に立ち返ることに努力し、国会が進んでこの中立法の廃棄を提案する日が一日もすみやかに来らんことを衷心から祈念いたすものであります。(拍手)

なお、私は、この機会に、さらに政府に對して警告を発し、その強い反省を促したいと存じます。すなわち、日教組の政治的偏向を是正するため今回のような立法措置をとらざるを得なくなつた責任の一半は、これを提案した政府みずから負うべきであるといふことでもあります。(拍手)今日のごとき日教組の偏向的傾向は、すでに数年前から顕著となり、世人の批判をこうむつて来たにもかかわりませず、從來、文部省は、教育三法により文教行政の権限の一切が教育委員会に所管されておるといふことに藉口して、姑息かつおざなりな方策に終始して、何ら積極的な施策をとつて来なかつたことが、

事態を今日のごとき悪化せしめた最大の原因であると考えます。(拍手)しかるに、歴代の文部大臣は、この事実を熟知しながらもこれを放置し、今日に至つて卒然としてこれを矯正するため立法措置を講じたことは、まさにみづからの責任の重みをあげて日教組に断絶せんとするものであると申し上げても、決して過言でないと思ひます。

(拍手)政府は、この事実を率直に認識し、今回の法案が本国会を通過した場合に、今日の憂うべき事態を招来するに至つたみづからの無策と責任を痛切に反省せられ、日教組の非違を糾弾する前に、まず文部省自体が教育基本法の精神を確保し貫徹するために、万道無難なき施策を講ずべきであります。(拍手)同時にまた、このたびの中立法施行に際し、本法はもとよりみだりに振くべき刀ではなく、いわば伝家の宝刀であることを肝に銘じ、これを抜かずして本法の目的が達成せられるよう肝胆を砕くべきであります。他面、日教組の幹部に対し、彼らの要望の聞くべきは聞き、彼らに対して反省を求むべきはこれを忌憚なく批判し、全国の教職員が一日もすみやかにその本来の職責を全うし、中立法存在の必要をなからしむるよう最善の努力を払うべきであることを、強く文部大臣に要望いたします次第であります。

最後に、今回のこの法案によれば、教壇上の偏向教育については、それを教唆、煽動した者のみを規制するにとどめ、偏向教育者自身は取締りの対象になつておらず、教壇煽動者の処罰といへども教育委員会等の請求をまつて論ぜられることとなつております。こ

れは、教員の思想の自由を圧迫した

り、教室に警察力が直接介入すること

を避けようとする配慮から出たものと

信じ、私も心から賛意を表するもので

あります。今、国民が危惧し、最大の

関心事を持つておられるのは、実はこの教壇上の偏向教育なのであります。政府は、今回の法律によつて規制されたい

この重大問題については、今後立法措

置にゆだねられるといふことが安易な道

を選ぶことを絶対に避け、政府みづか

らがすみやかに適切な方針を確立し、

指導を行うはもちろん、教職員自身に

対しても徹底した自軍自戒を要請し、

もつて全国の父兄をして安心して子弟

を学校に送らしめるよう、万全の方策

をとられんことを強く要望するもので

あります。(拍手)

以上をもちまして本案に賛成いたし

まして、私の討論を終ります。(拍手)

○議長(橋本武吉) 中村梅吉君

○中村梅吉君 すでに各代表諸君に

よりまして、いろいろな角度から論議

が尽されておりますので、私は、日本

自由党を代表いたしまして、でき得る

だけ簡潔に、わが党の立場において申

し述べておきたい骨子を大體述べまし

て、本案の委員長報告に賛成の意を表

明いたしたいと思つてござります。

(拍手)

教育の政治的中立性の確保というこ

とは、何人も異論のないところである

と思ひます。偏向教育はあくまでも差

けなければならぬ。かつての日本が

軍国主義に陥つて失敗をいたしました

のも、これは、振り返つて見れば、一

種の偏向教育の弊害の結果であつたの

ではないかと思つてござります。従

いまし、いかなる時代においても、教

員の中立性確保、偏向教育の排除とい

うことは絶対に守らなければならぬ

要点であると思つてござります。

まず、私は教育公務員特例法の一部

を改正する法案について考えてみた

と思ひます。本法案は、公立学校

の教育公務員の政治的活動の制限につ

いて、公立学校の教育公務員を国立諸

学校の教育公務員と同等の並列に置こ

うとする点にあるのでござります。す

で、教育基本法におきましては、その

第八条において、「法律に定める学校

は、特定の政党を支持し、又はこれに

反対するための政治教育その他政治的

活動をしてはならない。旨を厳格に定

めておるのでござります。従ひま

して、この法律の趣旨を教育関係者全部

が厳守をせられなければならない問題

は起らないはずでござります。ところが、

実際は、この教育基本法の規定は処罰を

伴つた罰則規定でござります。罰則の

定めが設けられていないのでござり

ます。これは、要するに、相手が教育者

であるという観点から、罰則規定のみ

によつて十分にその目的を達成し得る

であろうという配慮に基づくものである

と思つてござります。ところが、残念

なことには、この教育基本法に定めら

れております精神が完全に守られて

いるにもかかわらず、教育関係者の中

には、この制限規定を無視しておる少数

の行き過ぎた者があるといふことは

なまがたい事実であると思ひます。こ

れがなまがたい事実であると思ひます。

かゝる事実がまことに道

徳にたえないのでござります。かか

る少数の煽惑者のために純良なる多数

の教職員がその余波をこうむることは、

まづたく忍びがたいところであると

思ひます。従ひまして、(拍手)従つ

て、この状態が安定するまでの間、暫

定的の措置として、教育基本法の精神

に背反する者に対してはこれを処罰す

る方途を講じ、一部の煽惑者を排除

して、立法措置によつてこれを是正す

るというところは、これまたやむを得

ない結論であると思つてござります。

私も、政府の原案に對しまして、

本法は当分の間施行する臨時立法であ

るということに修正をいたしましたの

で、この点に立脚をいたしておるので

ござります。(拍手)

次に、教育の政治的中立の確保に因

する法律案について一言いたしたいと

思ひます。本法は、あたかも個々の教

職員の神聖なる教育授業そのものにつ

いて制限をするものであるがごとくに

世上觀望をしておる向きがたいへん

あるようでござります。しかしながら、

本法の骨子であります第三條を精読

してみますと、それは一目瞭然であり

ます。要するに、特定の政党その他の

政治団体の政治的勢力の伸張または

減退に資する目的をもつて、教職員を主

たる構成員とする団体の組織または活

動を利用して、教職員に対して、これら

の者が、児童または生徒に対して、特

定の政教を支持せよまたは反対せよ

ための教育を行うことを教唆、煽動し

てはならない、(三)を明記しておるので

ござります。従ひまして、個々の教職員

の行う教育そのものを対象にいたして

おるのではござりません。これを要す

るに、第一には、特定の政党その他政

治的団体の政治的勢力の伸張または減

退に資するといふ特定の目的があると

いふことが、本法による違法性構成の

前提要件をなしておるのでござり

ます。さらに第二には、教育者団体の組織

または活動を利用する、これが犯罪構

成の要件をなすのでござります。第三

には、教職員が義務教育諸学校の児童

または生徒に対して、特定の政教を支

持せよ、または反対せよするための教育

を行うことを教唆、煽動してはなら

ない。この教唆、煽動といふことが犯罪

構成の要件をなしておるのでござり

ます。従ひまして、個々の教職員の行

うところの教育内容そのものを制限し

うとするものではないのであります。

背後にあつて教職員を教唆、煽動す

ることを、前述のような三つの要件に該

当した場合においてのみ、これを制限

でありまして、以上の三つの要件が合

体しなければ、本法の犯罪は構成を

いたさないものであります。要するに、

個々の教職員の人格と良識を信頼し尊

重するために、むしろ当然必要なこ

を背後勢力が侵そうとするものを排除

しようとする点にあると思つてござ

ります。

なほ、本法は、たとひ法律に定める

要件を具備した場合におきましても、

ただちに司法権の発動といふことを行

うのではござりませんので、教育を管

理する教育委員会の告発をまつ親告罪

としておるといふ点は、われわれの予

解することのできる点であると思つて

あります。政府原案の第三條の二項

は、私もいたしたしましては、解説的

な不必要な規定のごとくに考へまし

たので、修正に際してこれを削除するこ

とにいたしました次第でござります。

○議長(堤原次郎君) 投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖、開閉、閉鎖。

緒方	竹虎君	大上	司君
大久保	武雄君	大西	祐夫君
大野	伴陸君	大橋	武夫君
大平	正芳君	大村	清一君
岡崎	勝男君	岡田	五郎君

中井	一夫君	中川	俊思君
苦米地	茂俊君	富田	健清君
寺島	隆太郎君	德安	寶藏君
網島	正興君	坪川	恒三君
辻	寛二君	土倉	宗明君

有田	善一君	五十嵐青藏君
池田	清志君	今井
臼井	莊二君	小山倉之助君
大森	唯男君	大高
岡田	勢一君	岡部
		得三君

櫻井 奎夫君	志村 茂治君
柴田 毅男君	島上善五郎君
下川儀太郎君	鈴木茂三郎君
田中織之進君	多賀谷眞稔君
高津 正道君	滝井 義高君

昭和二十九年三月二十六日 衆議院會議第二十七号 議長の報告

榎 兼次郎君 辻原 弘市君
永井勝次郎君 成田 知巳君
西村 力弥君 野原 覺君
芳賀 貢君 萩元たけ子君
長谷川 保君 原 茂君
福田 昌子君 古屋 貞雄君
軌道 計君 穂積 七郎君
細道 俊光君 正木 清君
松原喜之次君 三浦 義三君
武藤運十郎君 森三樹二君
八百板 正君 安平 鹿一君
柳田 秀一君 山口丈太郎君
山崎 始男君 山田 長司君
山中 露史君 山花 秀雄君
山本 幸一君 橋路 節雄君
和田 博雄君 浅沼昭次郎君
井伊 誠一君 井上 良二君
井原 繁雄君 伊瀬幸太郎君
伊藤 勉人君 池田 誠治君
受田 新吉君 今澄 勇君
大西 正通君 大矢 省三君
岡 良一君 加藤 勘十君
加藤 節雄君 片山 哲君
春日 一幸君 河上丈太郎君
川俣 清吉君 菊川 忠雄君
木下 郁君 小林 進君
河野 忠君 佐竹 新市君
佐竹 晴記君 杉村沖治郎君
杉山元治郎君 田中幾三郎君
竹谷源太郎君 長 正路君
辻 文雄君 堤 ツルヨ君
戸叶 里守君 土井 直作君
中井徳次郎君 中居英太郎君
中澤 茂一君 中村 高一君
中村 時雄君 西尾 末廣君
西村 榮一君 細野三千雄君
前田學之助君 松井 政吉君
松平 忠久君 松前 貴義君
三宅 正一君 三輪 源壯君
水谷長三郎君 門司 亮君

矢尾喜三郎君 山下 榮二君
吉川 兼光君 吉田 賢一君
岡田 春夫君 風見 章君
川上 貫一君 久保田 豊君
黒田 啓男君 小林 信一君
館 俊三君 中原 健次君
中村 英男君 有田 八郎君
原 彪君
○今村忠助君 議事日程はこれを延期し、明二十七日定刻より本会議を開くこととし、本日はこれにて散会せられんことを望みます。
○議長(堤康次郎君) 今村君の動議に御異議ありませんか。
○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごく決しました。
○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごく決しました。
本日はこれにて散会いたします。
午後四時五十九分散会
出席國務大臣
出府政府委員
出席政務次官
文部大臣 大達 茂雄君
文部政務次官 福井 勇君
文部省初等中等教育局長 緒方 信一君
朗讀を省略した報告
一、昨二十五日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
法務委員
保利 茂君 牧野 寛素君
山中 貞則君 巨 四郎君
外務委員
大蔵委員
小西 寅松君 三和 精一君
文部委員
山中 貞則君 巨 四郎君

山村新治郎君 保利 茂君
牧野 寛素君
厚生委員
労働委員
子算委員
辻原 弘市君 河野 一郎君
松原喜之次君 赤路 友蔵君
一、昨二十五日議員から提出した議案は次の通りである。
大蔵法務大臣不信任決議案(加藤勘十君外百三十四名提出)
一、昨二十五日内閣から提出した議案は次の通りである。
船舶職員法等の一部を改正する法律案
一、昨二十五日予備審査のため内閣から送附された次の議案を受領した。
法務省設置法の一部を改正する法律案

一、昨二十五日委員会に付託された議案は次の通りである。
刑法の一部を改正する法律案(八百板正君外百三十四名提出、衆議院第一三三三号) 法務委員会 付託
船舶職員法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一一九号) 運輸委員会 付託
一、昨二十五日予備審査のため内閣から送附された議案は次の委員会に付託された。
法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一九号) 付託
一、昨二十五日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
運輸省設置法の一部を改正する等の法律案
航空法の一部を改正する法律案
あへん法案
一、昨二十五日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
刑法の一部を改正する法律案(八百板正君外百三十四名提出)

昭和二十九年三月二十六日 衆議院會議第二十七号 議長の報告

定価 一部 十五円
配送料別
発行所
東京新聞社印刷部
大蔵省印刷局
電話九四三三
九四三三
九四三三